

SDS 電子化補助金事業を実施します

化学物質のリスクアセスメントの的確な実施のためには、SDS の交付等により化学物質の危険・有害性情報を入手することが前提となることから、危険・有害性等の情報の通知について、より確実に速やかに行うことが必要となっており、「令和 6 年度化学物質管理に係る専門家検討会中間とりまとめ」（令和 6 年 8 月・厚生労働省）では、SDS 等による通知の電子化及び標準化を推進すべきことや、中小事業者が電子化及び標準化に対応できるよう国が一定の支援を行うべきことが提言されています。

厚生労働省では、これを受けて令和 7 年 3 月 31 日に SDS 情報交換のための標準的フォーマット等を公開しており（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56484.html）、中央労働災害防止協会では、国からの要請を受けて、SDS 情報交換のための標準的フォーマット等の普及のため間接補助事業を令和 7 年度に実施します。

事業の概要は以下のとおりであり、開始時期、詳細等は追ってホームページ上で公表します。

1 交付の対象

標準フォーマット形式による危険・有害性情報等（SDS）の出入力機能を有するシステムを導入するための経費

（詳細は交付要綱等をご覧ください。）

2 補助金交付額

補助対象経費の 1/2、ただし上限 100 万円

3 交付を申請できる者

中小企業基本法における中小企業者のうち中央労働災害防止協会が適当と認める者

添付 [令和 7 年度 SDS 電子化補助金交付要領](#)

添付 [令和 7 年度 SDS 電子化補助金事業実施要領](#)

本件問い合わせ先 SDS 電子化補助金事務センター 電話 03-6809-6400